

那賀川非出資漁業協同組合 内共第5号及び6号5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、那賀川非出資漁業協同組合が、免許を受けた内共第5号及び6号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、おいかわ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項 を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ第6条の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊種は、それぞれイ欄の漁法の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行なってはならない。

ア、魚種	イ、漁法	ウ、規 模 等		エ、区 域	オ、期 間
あ ゆ	友 釣	掛針2 段以内		岩科川及び支流高野 川の区域。 那賀川及び支流明伏 川、船田川の区域。	6月1日以後で 組合が定め公示 する日から12 月31日まで
	餌 釣	針1本	魚肉ミ ンチ 禁止		
	トブ釣 (石川釣)	毛針2 本以内			
あ ま ご	餌 釣 テンカラ釣 フライ釣	針1本 以内		同 上	3月1日以後で 組合が定め公示 する日から9月 30日まで
お い か わ	餌 釣	針1本 以内		同 上	周 年

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁業の方法により、ウ欄の区域内において、エ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア、魚種	イ、漁具・漁法	ウ、区 域	エ、期 間
全魚種	総ての漁具・漁法	那賀川…伏倉橋上流端から浜丁橋下流端まで 岩科川…柳原橋上流端から松崎橋下流端まで	10月11日 ～11月15日
おいかわ	同 上	那賀川の吉田前堰堤より上流	5月1日～あゆ解禁日前日
		上記以外の全区域	4月16日～あゆ解禁日前日

(全長制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア、魚 種	イ、大きさ (全長)
あ ゆ	7 c m 以下
あ ま ご	1 2 c m 以下
お い か わ	7 c m 以下

(釣大会等のための遊漁の制限)

第5条 組合釣大会等を開催するための一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

2 組合は、前項の制限をしようとする場合は、その10日前までに、その旨を公示しなければならない。

3 前項の公示は、伊豆新聞および組合の掲示場に公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合に納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は、500円を附加して得た額とする。

魚 種	区 域	漁具・漁法	遊 漁 料	
			1 日	1 年
あ ゆ	全区域	友釣 トブ釣 (石川釣) 餌釣	1, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円

あまご	全区域	餌釣 テンカラ釣 フライ釣	1,000円	6,000円
おいかわ	全区域	餌釣	500円	4,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は遊漁する場所において漁場監視員に納付できる。

- (1) 鮎の茶屋（松崎町大沢281番地）
- (2) 秋田スタッフイングアート（松崎町峰輪415番地）
- (3) 石田博之（松崎町峰輪15番地の7）
- (4) セブンイレブン松崎町江奈店（松崎町江奈400番地の1）
- (5) 田口商店（松崎町岩科北側1431番地の1）

3 次に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次の相当右欄のとおりとする。

小学生	無料
-----	----

4 第5条に基づく大会遊漁料は、前2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

大会名	遊 漁 料	
	大人（高校生以上）	小・中学生
あゆ釣大会	3,000円以下とし、料金は、理事会で決定する。	1,500円以下とし、料金は、理事会で決定する。
おいかわ大会	3,000円以下とし、料金は、理事会で決定する。	1,500円以下とし、料金は、理事会で決定する。

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は、第2条の承認を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 発行者

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所または、漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与、譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対して、この規則の遵守に関して必要な指示を行なうことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 有効期限

(4) 注意事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者が、この規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附 則)

この規則は令和6年1月1日より施行する。